

第4回新型コロナウイルス感染症対策本部長、副本部長会議要旨

日時：令和2年5月15日（金）

午後4時00分～午後4時20分

場所：迫保健センター

【議事】

1 緊急事態宣言解除に伴う取り扱いについて

(1) 市の公共施設、イベント等の中止・延期の取り扱いについて

- ・公共施設については、原則、5月25日（月）より再開（開館）とする。
なお、当面の間、トレーニングルームについては、引き続き休館とする。
- ・市主催イベント等の中止・延期の取り扱いについては、8月下旬に予定されていた（宮城県との共催で実施される）登米市ふるさとスポーツ祭の（県からの中止要請による）見送りなどの市民皆様のご尽力による感染予防対策への取組状況、また、感染の第2波といった懸念も報道されていることに鑑み、本市においても段階的、慎重な対応が必要であることから、6月1日（月）以降の実施においては、「実施の必要性」「開催の時期」「開催の方法（適切な感染予防対策）」を十分に検討した上で、対策本部、関係する機関や団体等との調整を図り、判断するものとする。

(2) 学校教育等に関する取り扱いについて

- ・学校及び幼稚園の再開は5月25日（月）とする。また、学校は5月29日（金）までの5日間、午前4時間授業を基本とする。
- ・5月25日の学校再開までの期間は、分散登校を継続する。

2 その他

- ・今後も状況の変化に応じて、その都度、取り扱い方針を決定する。
- ・また、この取り扱いの全般にわたり、新型コロナウイルス感染症専門家会議からの提言により示された「新しい生活様式」に対応したものとなるよう取り組むこととする。
- ・市主催のイベントや会議等における共通のガイドラインについては、対策本部より来週を目途に示すこととする。